

短期給付に係る附加給付の水準等の見直しについて

当組合では、地方公務員等共済組合法に定める法定給付のほか、独自の制度として定款の定めるところにより一部負担金払戻金及び家族療養費附加金等の附加給付を行っておりますが、この附加給付の水準等につきましては、総務省が示す地方公務員共済組合の事業運営通知において、「短期給付財政の厳しい財政状況等を踏まえ、その見直しを行うことにより、他の医療保険制度との均衡を十分勘案して適正に定めること」とされております。

当組合といたしましては、全国の共済組合と比べて高い水準にある医療費や高齢者医療制度への拠出金の増加等により短期給付財政が厳しい状況にあること、また、民間企業の健康保険組合においては財政が逼迫していることを背景として附加給付水準を下げている状況にあることから、附加給付の水準等の見直しを行うこととしました。

附加給付の水準等の見直しの内容は次のとおりとなりますので、組合員の皆様のご理解をお願いいたします。

【附加給付の水準等の見直しの内容】

1. 上位所得者に係る一部負担金払戻金等の基礎控除額の見直し

上位所得者に係る一部負担金払戻金、家族療養費附加金及び家族訪問看護療養費附加金の基礎控除額につきまして、平成25年度から段階的に引き上げることとしました。

なお、上位所得者以外の基礎控除額につきましては、見直しの対象とはならず現行のままとなります。

上位所得者

＝給料月額424,000円（特別職530,000円）以上の組合員とその被扶養者

【上位所得者の基礎控除額の見直し内容】

区分	基礎控除額
平成25年3月診療分まで	25,000円（50,000円）
平成25年4月診療分から	33,000円（66,000円）
平成26年4月診療分から	41,000円（82,000円）
平成27年4月診療分から	50,000円（100,000円）

※（ ）内は、合算高額療養費附加金の基礎控除額となります。

医療機関等の窓口での自己負担額が高額療養費の自己負担限度額を超えた場合、共済組合から高額療養費が支給されますが、この高額療養費の自己負担限度額は組合員の給料月額により区分されており、上位所得者については、一般に該当する場合に比べて自己負担額が高くなる仕組みとなっています。

一方、一部負担金払戻金等を算定する際の基礎控除額は、給料月額にかかわらず一律25,000円となっており、医療機関等の窓口で支払った自己負担額から高額療養費と一部負担金払戻金等を差し引いた最終的な自己負担額は、上位所得者と一般の間には差が生じない仕組みとなっています。

今回の見直しは、健康保険組合の制度内容を参酌し、上位所得者の基礎控除額を引き上げることで、上位所得者に応能の負担をいただく内容となっています。

2. 災害見舞金附加金の廃止

災害見舞金附加金につきましては、平成25年3月末日をもって廃止することとなりました。

なお、法定給付の災害見舞金につきましては、見直しの対象とはならず現行のままとなります。

災害見舞金附加金とは、組合員の住居や家財が水害、地震、火災などの非常災害により損害を受けた場合、法定給付の災害見舞金が支給される時、または、災害見舞金の要件に満たない場合でも一定の損害を受けた場合に附加金が支給される制度ですが、健康保険組合や国家公務員共済組合では実施されていない制度であることから、廃止することといたしました。